



内閣府  
Cabinet Office

特定重要物資のキャラクター  
「ブッシくん」



経済安全保障推進法に基づく重要物資の  
安定的な供給の確保  
(サプライチェーン強靱化)  
に関する制度全般や技術流出防止  
について

内閣府 政策統括官（経済安全保障担当）付  
参事官（特定重要物資担当）

2025年3月

## (1) サプライチェーンの強靱化

国民の生存、国民生活・経済に大きな影響のある物資の安定供給の確保を図るため、特定重要物資の指定、民間事業者の計画の認定・支援措置、特別の対策としての政府による取組等を措置。

特定重要物資の指定

事業者の計画認定・支援措置

政府による備蓄等の措置

## (2) 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保

外部から行われる役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止するため、重要設備の導入・維持管理等の委託の事前審査、勧告・命令等を措置。

対象事業等を法律・政省令で規定

事前届出審査

勧告・命令

## (3) 先端的な重要技術の開発支援

先端的な重要技術の研究開発の促進とその成果の適切な活用のため、資金支援、官民伴走支援のための協議会設置、調査研究業務の委託（シンクタンク）等を措置。

国による支援

官民パートナーシップ（協議会）

調査研究業務の委託（シンクタンク）

## (4) 特許出願の非公開

安全保障上機微な発明の特許出願について、公開や流出を防止するとともに、安全保障を損なわずに特許法上の権利を得られるようにするため、保全指定をして公開を留保する仕組み、外国出願制限等を措置。

技術分野等によるスクリーニング

保全審査

保全指定

外国出願制限

補償

- 所管大臣は、各物資の取組方針に基づき、企業からの供給確保計画を認定し支援する。
- **12**の特定重要物資につき、予算の総額**2兆3,827億円**。これまでに123件の計画を認定しており、約1兆4千億円（約6割）が執行される見込みとなっている。

## 特定重要物資の主な支援措置の内容 及び認定済計画数（計124件）

（令和7年2月28日時点）

|  |  |   |
|--|--|---|
| <p><b>抗菌性物質製剤</b>（厚労）（2件認定）<br/>原材料及び原薬の生産基盤強化、備蓄</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・βラクタム系抗菌薬</li> </ul>   | <p><b>肥料</b>（農水）（12件認定）<br/>備蓄</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・りん酸アンモニウム</li> <li>・塩化カリウム</li> </ul>   | <p><b>船舶の部品</b>（国交）（11件認定）<br/>生産基盤強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エンジン（2ストローク・4ストローク）</li> <li>・クランクシャフト</li> <li>・ソナー</li> <li>・プロペラ</li> </ul>  |
| <p><b>半導体</b>（経産）（23件認定）※<br/>生産基盤強化、原料の供給基盤強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従来型半導体</li> <li>・半導体製造装置（部素材含む）</li> <li>・半導体部素材（部素材含む）</li> <li>・半導体原料（黄リン、ヘリウム、希ガス、蛍石等）</li> </ul>  | <p><b>蓄電池</b>（経産）（32件認定）※<br/>生産基盤強化、技術開発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・蓄電池</li> <li>・蓄電池製造装置</li> <li>・蓄電池部素材</li> </ul>  | <p><b>航空機の部品</b>（経産）（15件認定）※<br/>生産基盤強化、研究開発等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大型鍛造品</li> <li>・CMC</li> <li>・炭素繊維</li> <li>・鋳造品</li> <li>・SiC繊維</li> <li>・スポンジチタン</li> </ul>   |
| <p><b>永久磁石</b>（経産）（4件認定）<br/>生産基盤強化、技術開発等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネオジム磁石</li> <li>・サマリウムコバルト磁石</li> <li>・省レアアース磁石</li> </ul>   | <p><b>先端電子部品</b>（経産）（3件認定）※<br/>生産基盤強化、研究開発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・MLCC・フィルムコンデンサ</li> <li>・SAWフィルター・BAWフィルター</li> <li>・電子部品製造装置（部素材含む）</li> <li>・電子部品部素材（部素材含む）</li> </ul> | <p><b>工作機械・産業用ロボット</b><br/>（経産）（5件認定）※<br/>生産基盤強化、研究開発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・CNC</li> <li>・減速機</li> <li>・リニアガイド</li> <li>・鋳物代替素材（ミネラルキャスト）</li> <li>・サーボ機構</li> <li>・PLC</li> <li>・リニアスケール</li> <li>・CNCシステム</li> <li>・ボールねじ</li> </ul> |
| <p><b>重要鉱物</b>（経産）（5件認定）<br/>探鉱、鉱山開発、精錬能力強化、技術開発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マンガン</li> <li>・リチウム</li> <li>・ガリウム</li> <li>・ニッケル</li> <li>・グラファイト</li> <li>・ゲルマニウム</li> <li>・コバルト</li> <li>・レアアース</li> <li>・ウラン</li> </ul> | <p><b>天然ガス</b>（経産）（1件認定）<br/>戦略的余剰液化天然ガスの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・天然ガス</li> </ul>  | <p><b>クラウドプログラム</b>（経産）（11件認定）<br/>プログラム開発・開発に必要な利用環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基盤クラウドプログラム</li> <li>・高度な電子計算機</li> </ul>  |

※日本が優位性を有する半導体、蓄電池、航空機の部品、先端電子部品、工作機械・産業用ロボットとその原材料等は技術流出防止措置要件の対象としている。

# 特定重要物資の安定的な供給の確保に関する制度の概要（1 / 2）

## 趣旨

- 国民の生存や、国民生活・経済に甚大な影響のある物資の安定供給の確保を図ることは重要。
- 重要な物資の安定供給確保を講じる制度を整備する必要。
- 政府は安定供給を確保すべき物資を指定。所管大臣は民間事業者が策定した供給確保のための計画を認定し支援措置を実施。民間への支援では対応が難しい場合には特別の対策を措置。

## 概要

### 1. 特定重要物資の安定供給確保に関する基本指針を策定 【第6条】

### 2. 特定重要物資の指定（政令指定） 【第7条】

|            |   |
|------------|---|
| 特定重要<br>物資 | 国民の生存に必要不可欠又は広く国民生活・経済活動が依拠している重要な物資（プログラムを含む）で、当該物資又はその原材料等を外部に過度に依存し、又は依存するおそれがある場合において、外部の行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するため、安定供給の確保を図ることが特に必要と認められる物資 |
|------------|---|

### 3. 安定供給確保取組方針の策定 【第8条】

- ・所管大臣が特定重要物資又はその原材料等の安定供給確保を図るための取組方針を策定。

# 特定重要物資の安定的な供給の確保に関する制度の概要（2 / 2）

## 概要（続き）

### 4. 民間事業者による供給確保計画の策定と支援措置 【第9条～第28条、第31条～第43条】

・民間事業者は、特定重要物資等の安定供給確保のための取組（※）に関する計画を作成し、所管大臣の認定を受けることが可能。認定を受けた事業者は、以下の支援を受けることが可能。

（※）生産基盤の整備、供給源の多様化、備蓄、生産技術開発、代替物資開発 等

(1) 安定供給確保支援法人等による助成等の支援 【第31条～第43条】

① 認定供給確保事業者の取組への助成

② 認定供給確保事業者へ融資を行う金融機関への利子補給

(2) 株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）【第13条～第26条】

(3) 中小企業投資育成株式会社法の特例 【第27条】

(4) 中小企業信用保険法の特例 【第28条】

### 5. 特別の対策を講ずる必要がある特定重要物資と政府による取組等 【第44条、第45条】

・4.の民間事業者への支援措置では安定供給確保を図ることが困難な場合、所管大臣は「特別の対策を講ずる必要がある特定重要物資」として指定。所管大臣は、備蓄等の必要な措置を講ずる。

### 6. 特定重要物資等に係る市場環境の整備（公正取引委員会・関税込率法との関係） 【第29条、第30条】

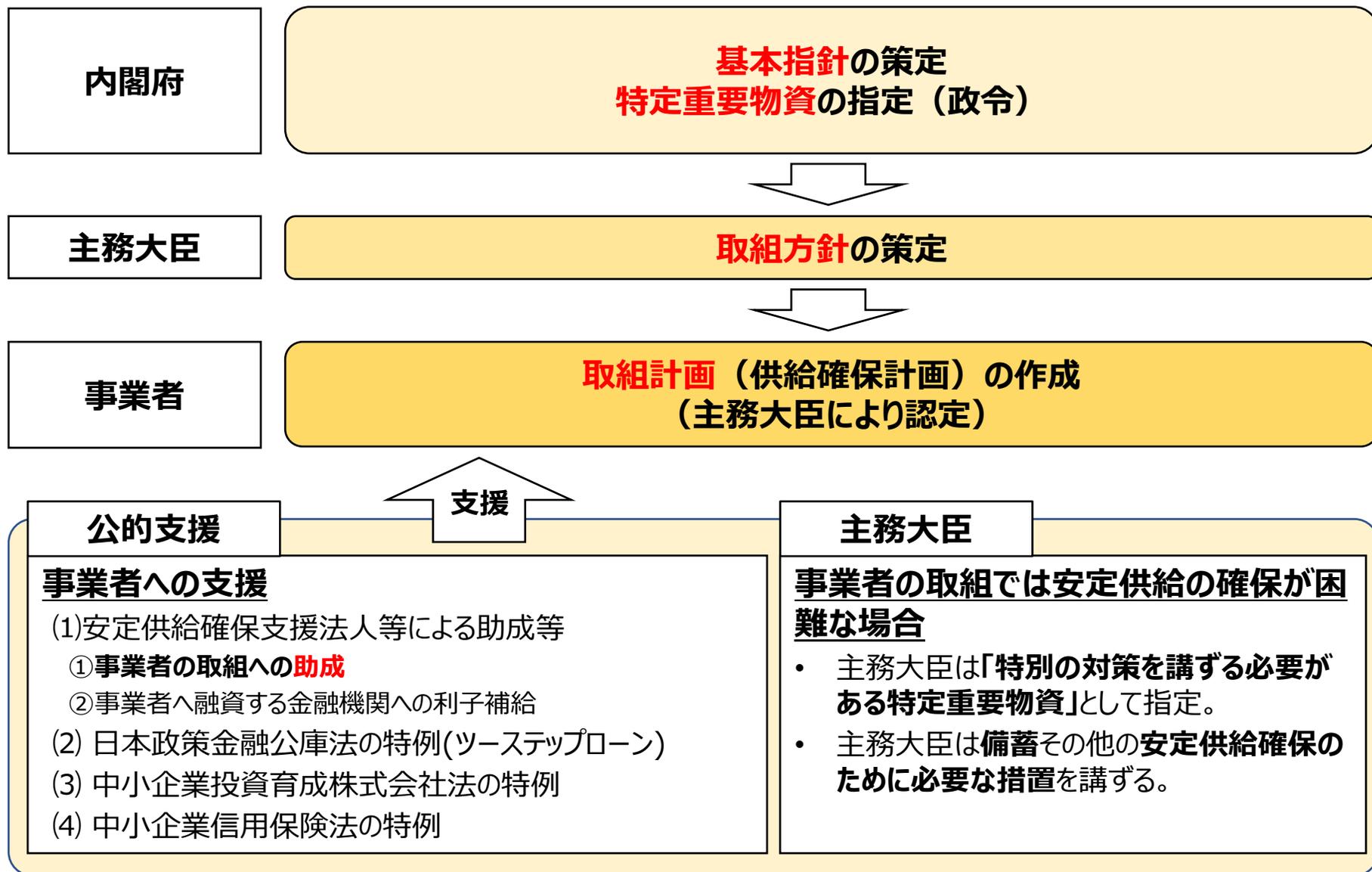
### 7. その他

・所管大臣は各物資の生産・輸入・販売の事業を行う者に対し、その状況について調査を実施可。【第48条第1項】

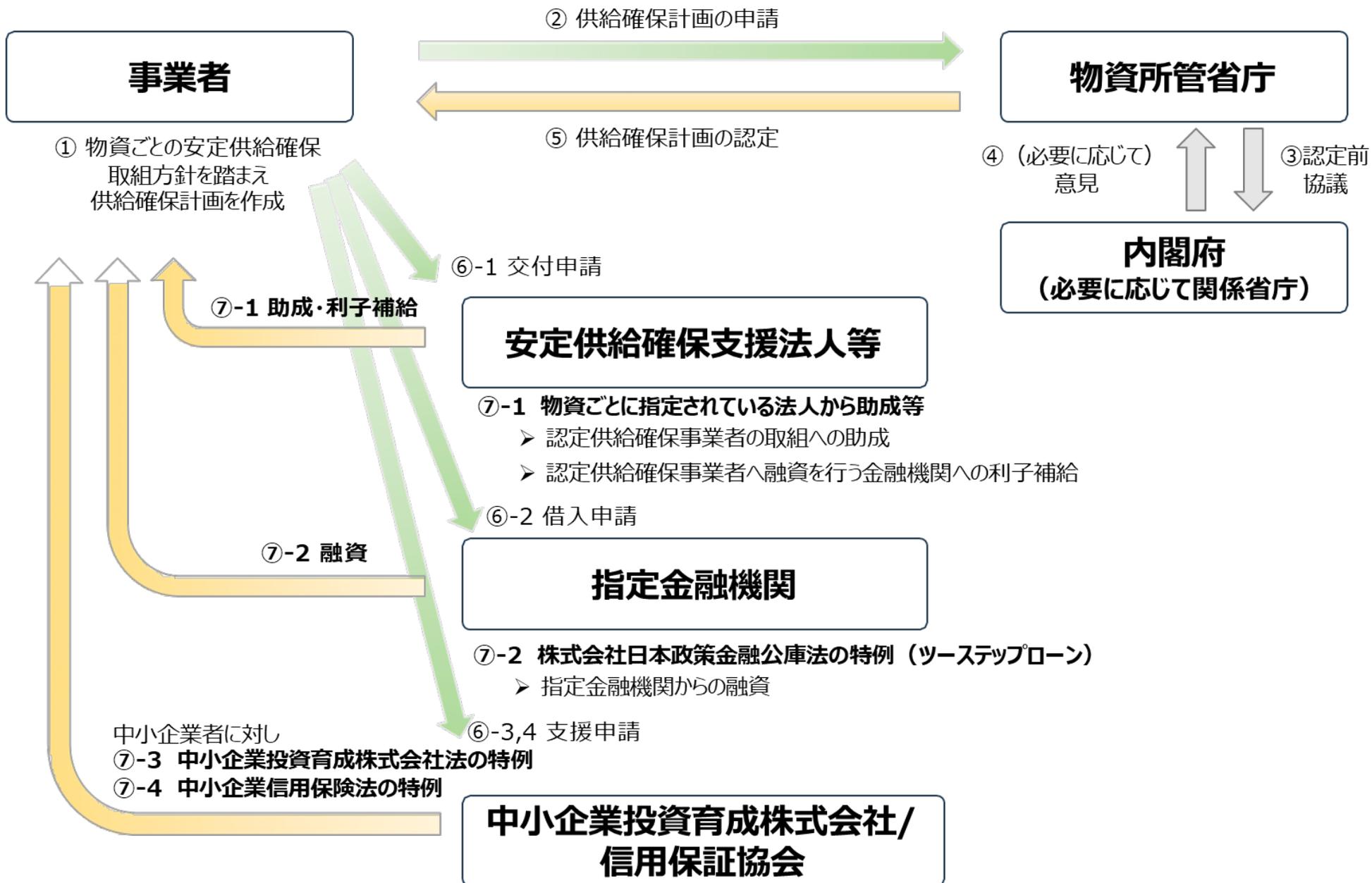
## 施行期日

・令和4年8月1日

# 特定重要物資の安定供給確保に関する制度の概要



# 事業者が支援を受けるまでの流れ（イメージ）



# 特定重要物資の指定の要件（概要）

➤ 以下の4要件を全て満たす、特に安定供給確保を図るべき重要な物資に絞り込んで適切に指定する。

要件1

国民の生存に  
必要不可欠

又は

広く国民生活又は経済活動が  
依拠

国民の生存に直接的な影響が生じる物資をいう。

国民の大多数に普及していたり、様々な産業に組み込まれていたりして、経済合理的な観点からの代替品がない物資をいう。

要件2

外部に過度に依存

又は

外部に過度に依存  
するおそれ

供給が特定少数国・地域に偏っており、供給途絶等が発生した場合に甚大な影響が生じ得る物資をいう。

社会経済構造の変化や技術革新の動向（メガトレンド）等を踏まえ、我が国が措置を講じなければ将来的な外部依存のリスクの蓋然性が認められる物資をいう。

要件3

外部から行われる行為による供給途絶等の  
蓋然性

外部から行われる行為により供給途絶等が発生し、国民の生存や国民生活・経済活動に甚大な影響を及ぼす可能性を評価し、その蓋然性が認められること。

要件4

本制度による措置の  
必要性

要件1～3に加え、本制度による施策が特に必要と認められる場合に指定を行う。

①他制度による措置が既に講じられている場合には、本制度により措置を講ずる必要性は小さいと判断される。

②措置を講ずる優先度が高く、特にその必要性が認められる場合としては、例えば、次に掲げる場合が考えられる。

✓ 国民の生存に必要不可欠な物資又は基幹的な役割を果たすインフラ機能の維持に与える影響が顕著と考えられる物資のうち、例えば、近年、供給途絶等が発生した実績がある、供給途絶等のリスクが高まる傾向がみられるなど、早急に措置を講ずる必要がある場合

✓ 中長期的な社会経済構造の変化や技術革新の動向（メガトレンド）を踏まえ将来にわたって重要性や成長性が見込まれる場合や、我が国及び諸外国・地域における産業戦略や科学技術戦略での位置づけ等を総合的に勘案し、例えば、近年、国際環境の変化等を受け、諸外国・地域で物資の困り込みが行われるリスクが高まっている、集中的な支援が検討されているなど、早急に措置を講ずる必要がある場合

➤ 指定にあたっては、支援が効果的に実施できるかどうかといった観点に留意。

➤ 解除の考え方

安定供給確保のための措置を講ずる必要が小さくなったと考えられる特定重要物資について、将来の社会経済情勢や国際情勢等を見据えて慎重に検討した上で、指定を解除するものとする。

## 半導体

### 【300mmシリコンウエハ（最先端ロジック半導体向け）】

- 供給確保事業者：SUMCO
- 支援措置対象取組：  
生産基盤の整備
- 供給開始：2029年10月



(出典：SUMCO)

### 【黄リン（リサイクル）】

- 供給確保事業者：住友商事
- 支援措置対象取組：  
生産基盤の整備、生産技術の導入・開発・改良
- 供給開始：2031年度

## 蓄電池

### 【車載用及び定置用リチウムイオン電池】

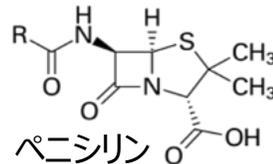
- 供給確保事業者：  
本田技研、GSユアサ、ブルーエナジー
- 支援措置対象取組：  
生産基盤の整備、  
生産技術の導入・開発・改良
- 供給開始：2027年4月  
(本格量産は2027年10月開始、以後2030年4月にかけて順次供給開始)



(出典：ブルーエナジー)

## 抗菌薬

- 供給確保事業者：Meiji Seikaファルマ、富士フィルム富山化学及び大塚化学
- 支援措置対象取組：  
生産基盤整備、備蓄設備整備
- 供給開始：  
2030年までに順次開始



## クラウドプログラム

- 供給確保事業者：  
さくらインターネット
- 支援措置対象取組：  
次世代クラウドプログラムの  
生産基盤整備
- 供給開始：2024年1月



(出典：さくらインターネット)

我が国が優位性を有する特定重要物資やその部素材について、その中核的な技術がひとたび流出すれば、将来における当該物資の外部依存につながり得ることに鑑み、以下の技術流出防止措置を実施することを計画の認定要件として追加。（2024年3月）

※ 対象物資は、工作機械・産業用ロボット、航空機の部品、半導体、蓄電池、先端電子部品（いずれも認定に係る特定重要物資・その原材料等に関するもの。）

### <安定供給確保取組方針>（抜粋）

- (ア) コア技術（生産に有用かつ中核的な技術及び当該取組の成果である技術）及びコア技術の実現に直接寄与する技術（以下「コア技術等」という。非公知のものに限る。）へのアクセス管理
- ・コア技術等にアクセス可能な従業員を必要最小限の範囲に制限し、併せて適切な管理を行うために必要な体制や規程を整備する
- (イ) コア技術等にアクセス可能な従業員の管理
- ・上記従業員の相応な待遇（賃金、役職等の向上）を確保するなど、退職等を通じたコア技術等の流出を防止する措置を講じる
  - ・上記従業員が退職する際にはコア技術等の守秘義務の誓約を得る
  - ・関係法令に十分配慮しつつ、退職後の競業禁止義務の誓約についても上記従業員に同意を得るための取組を行う
- (ウ) 取引先における管理
- ・取引先がコア技術等の全部又は一部を有する場合、保有の事実及びその詳細について、当該取引先と秘密保持契約を締結する
  - ・(ア)、(イ)に相当する内容の措置を講じることを求め、関係法令に十分配慮しつつ、その履行状況を定期的にレビューするなど取引先からのコア技術等の流出を防止するために必要な措置を講じる
- (エ) 技術移転等
- ・コア技術等の技術移転により、取組対象物資の外部依存・供給途絶に陥る蓋然性が高まることのないようにすること
  - ・申請者又はそのグループ会社が次に掲げる＜他者又は他国に対する行為＞のいずれかを行おうとする場合であって、  
①又は②に該当するときは、当該行為を実施する前に十分な時間的余裕をもって物資所管省庁（経産省）に相談を行うこと
- <他者又は他国に対する行為>
- 他者（申請者の子会社を含む）に対し、コア技術等に係る知的財産権を移転する、供給確保計画の認定の対象とする取組に係る事業を譲渡する等、コア技術等そのものを移転する場合
  - 他者に対し、コア技術等を提供する場合
  - 他者とコア技術等に関する共同研究開発を行う場合
  - 他国においてコア技術等に係る研究開発を行う場合
  - 他国において供給確保計画の認定の対象とする品目のうちコア技術等を用いたものを生産する拠点を建設し、又は既存の生産拠点における設備投資を行い、結果として当該生産拠点における当該品目の製造能力が10%を超える割合で増強する場合（ただし、当該生産拠点で生産する当該品目の85%以上が当該他国で消費される場合を除く。）
- ① コア技術等の強制的な技術移転のおそれがあること、又は他者の属性※によりコア技術等の流出のおそれがあることを申請者が知った場合  
 ※「過去5年間において、国際連合の決議その他国際的な基準に違反した実績がある者」又は「外国政府等による影響を受けて事業を行う者」
- ② ①のおそれがあるとして物資所管省庁（経産省）から事前相談をすべき旨の連絡を受けた場合

- 産業界の経済安全保障に対する意識は徐々に高まっているものの、大企業を含め、具体的に何をすればよいか、経営層に理解いただくことが難しいとの声が多く寄せられていた。
- このため、技術管理等に係る民間の好事例を集めた**ベストプラクティス集を策定**（2023年10月公表）。分かりやすいとの声が多く、更なる充実のための事例調査を継続。
- 2024年10月に**第1.2版を公表**。技術流出リスクへの取り組み事例の拡充に加え、情報収集やリスク評価に関する取り組みを追加。

民間ベストプラクティス集

経済安全保障上の課題への対応  
（民間ベストプラクティス集）  
—第1.2版—

経済産業省  
貿易経済安全保障局  
技術調査室

経済安全保障 ベストプラクティス事例

|     |     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| 1-1 | 1-2 | 1-3 | 1-4 | 1-5 |
| 2-1 | 2-2 | 2-3 | 2-4 |     |

**⑭ 経済安全保障の観点から経営判断する体制整備**

- 経済安保上の判断は、中長期的な視点や、機微な情報ソースに基づいて行う必要があり、**短期的な成果が求められる現場の活動とは対立するケースも存在**。
- このため、統一的な判断を行うことができる**専門の統括組織を設置することが有効**。短期的には現場の利益を損なう判断も必要となるため、
  - ① 経営層のコミットにより、強い権限・リーダーシップを付与すること
  - ② 各事業部門からもメンバーを参画させるなど、判断が現場まで徹底される仕組みを作ることが有効。

**A社の例（素材）**

**専門組織のイメージ**

14

第1.2版に追加された事例

- PR用展示品に関する技術流出対策
- 全体工程を把握する従業員の限定
- 海外企業との合併会社における情報管理
- 拠点間の情報連携の強化
- 事業部門とは独立したリスク評価部門の設置
- リスク評価に関する外部の専門機関の活用

以下の経産省HPからダウンロード可能

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/economic\\_security/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/economic_security/index.html)

# 本ベストプラクティス集の構成

「経済安全保障上の課題への対応（民間ベストプラクティス集）  
—第1.2版—（10/1時点版）」（経済産業省HPにおいて公表）

※1-1～2-4は、これまでのヒアリングで明らかになった課題のいずれに対応するものであるかを示している。

| ベストプラクティス事例 \ 企業の課題 | ① 技術流出リスク                  |                   |                     |                  |                      | ② ビジネス環境の予見性低下        |                      |                         |                     |
|---------------------|----------------------------|-------------------|---------------------|------------------|----------------------|-----------------------|----------------------|-------------------------|---------------------|
|                     | 1-1<br>現役<br>従業員           | 1-2<br>退職者<br>・OB | 1-3<br>取引先<br>からの要求 | 1-4<br>共同事業<br>等 | 1-5<br>相手国の<br>政策・制度 | 2-1<br>原料・部品の<br>供給途絶 | 2-2<br>諸外国の<br>規制・政策 | 2-3<br>紛争等による経済<br>活動混乱 | 2-4<br>契約内容が<br>不十分 |
| 主に技術流出の対策           | ① 重点的に守るべき技術の特定            | ○                 |                     | ○                | ○                    |                       |                      |                         |                     |
|                     | ② 従業員の情報管理意識の醸成            | ○                 |                     |                  |                      |                       |                      |                         |                     |
|                     | ③ 従業員の副業からの技術流出防止          | ○                 |                     |                  |                      |                       |                      |                         |                     |
|                     | ④ 重要な技術を持つ従業員の流出抑制         | ○                 |                     |                  |                      |                       |                      |                         |                     |
|                     | ⑤ 守るべき情報へのアクセス権の設定         | ○                 |                     |                  |                      |                       |                      |                         |                     |
|                     | ⑥ PR用展示品に関する技術流出対策         | ○                 |                     |                  |                      |                       |                      |                         |                     |
|                     | ⑦ 全体工程を把握する従業員の限定          | ○                 | ○                   |                  |                      |                       |                      |                         |                     |
|                     | ⑧ 原材料等のコードネーム化             | ○                 |                     | ○                | ○                    |                       |                      |                         |                     |
|                     | ⑨ 海外企業との合併会社における情報管理       | ○                 |                     |                  | ○                    | ○                     |                      |                         |                     |
|                     | ⑩ 従業員に対する重要技術の秘匿           | ○                 |                     |                  | ○                    |                       |                      |                         |                     |
|                     | ⑪ 重要なノウハウを持つ技術者の雇用延長       |                   | ○                   |                  |                      |                       |                      |                         |                     |
|                     | ⑫ 製造設備の調達先分散               |                   |                     | ○                | ○                    |                       |                      |                         |                     |
|                     | ⑬ 取引先企業の情報管理               |                   |                     | ○                | ○                    |                       |                      |                         |                     |
|                     | ⑭ 海外工場で扱う技術・工程の制限          |                   |                     | ○                |                      | ○                     |                      |                         |                     |
| 主に予見性低下への対策         | ⑮ 自社ノウハウ類似技術の他社による特許化対策    |                   |                     | ○                |                      | ○                     |                      |                         |                     |
|                     | ⑯ 海外での事業撤退時のノウハウを含む製造設備の廃棄 |                   |                     |                  | ○                    |                       |                      |                         | ○                   |
|                     | ⑰ 経済安全保障の観点から経営判断する体制整備    |                   |                     |                  |                      | ○                     | ○                    | ○                       | ○                   |
|                     | ⑱ サプライチェーン構造・原料調達先の可視化     |                   |                     |                  |                      | ○                     |                      |                         |                     |
|                     | ⑲ 調達先との資本関係形成による安定供給確保     |                   |                     |                  |                      | ○                     |                      |                         |                     |
|                     | ⑳ 調達先の多元化・安定化              |                   |                     |                  |                      | ○                     | ○                    | ○                       |                     |
|                     | ㉑ 軍事転用防止                   |                   |                     |                  |                      |                       | ○                    |                         |                     |
|                     | ㉒ レピュテーションリスクへの対策          |                   |                     |                  |                      |                       | ○                    |                         |                     |
|                     | ㉓ 拠点間の情報連携の強化              |                   |                     |                  |                      |                       | ○                    | ○                       |                     |
|                     | ㉔ 事業部門とは独立したリスク評価部門の設置     |                   |                     |                  |                      |                       | ○                    | ○                       |                     |
|                     | ㉕ リスク評価に関する外部の専門機関の活用      |                   |                     |                  |                      |                       | ○                    | ○                       |                     |
|                     | ㉖ 契約において盛り込むべき条項           |                   |                     |                  |                      |                       | ○                    | ○                       | ○                   |
|                     | ㉗ 適切な契約期間の設定               |                   |                     |                  |                      |                       | ○                    |                         | ○                   |

# (参考) 経済安全保障推進法に基づくサプライチェーン強靱化予算

| 所管省       | 物資           | 総額                    | 令和6年度<br>補正予算        | 令和6年度<br>当初予算  | 令和5年度<br>補正予算         | 令和4年度<br>補正予算         |
|-----------|--------------|-----------------------|----------------------|----------------|-----------------------|-----------------------|
| <b>総計</b> |              | <b>2兆3,827億円</b>      | <b>1,981億円</b>       | <b>2,300億円</b> | <b>9,172億円</b>        | <b>1兆358億円</b>        |
| 経済産業省     | 蓄電池          | 1兆52億円                | 1,778億円              | 2,300億円        | 2,658億円               | 3,316億円               |
|           | 半導体          | 8,062億円               | －                    | －              | 4,376億円               | 3,686億円               |
|           | クラウドプログラム    | 1,366億円               | －                    | －              | 1,166億円               | 200億円                 |
|           | 重要鉱物         | 1,058億円               | －                    | －              | －                     | 1,058億円               |
|           | 航空機の部品       | 744億円                 | －                    | －              | 327億円                 | 417億円                 |
|           | 可燃性天然ガス      | 716億円                 | 150億円                | －              | 330億円                 | 236億円                 |
|           | 工作機械・産業用ロボット | 494億円                 | －                    | －              | 78億円                  | 416億円                 |
|           | 永久磁石         | 294億円                 | 41億円                 | －              | －                     | 253億円                 |
|           | 先端電子部品       | 221億円                 | 9億円                  | －              | 212億円                 | －                     |
| 厚生労働省     | 抗菌薬          | 553億円                 | －                    | －              | －                     | 553億円                 |
| 農林水産省     | 肥料(※)        | 160億円                 | －                    | －              | －                     | 160億円                 |
| 国土交通省     | 船舶の部品        | 106億円<br>(国庫債務負担行為総額) | 2億円<br>(国庫債務負担行為の内数) | －              | 25億円<br>(国庫債務負担行為の内数) | 63億円<br>(国庫債務負担行為の内数) |

※ 肥料について、基金管理団体の業務に要する費用に係る予算のみを別途措置（R5当初：1億円、R6当初：0.3億円、R7予算案：0.3億円）